

定期報告に係る留意事項

【住宅宿泊事業法関係規定】

○住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）

（都道府県知事への定期報告）

第 14 条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

○住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令・厚生労働省令第 2 号）

（住宅宿泊事業者の報告）

第 12 条 法第 14 条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げるものとする。

- 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
- 二 宿泊者数
- 三 延べ宿泊者数
- 四 国籍別の宿泊者数の内訳

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 15 日までに、それぞれの月の前 2 月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

【報告事項の考え方】

「届出住宅に人を宿泊させた日数」

（例）6 月 20 日 17 時にチェックインし、24 日の 10 時にチェックアウトした場合は 4 日

「宿泊者数」

・・・届出住宅に宿泊した実際の人数を該当期間で足し合わせた数

※同一人物が同じ届出住宅において連続して宿泊した場合は、1 人とカウント

※同一人物が同じ届出住宅において連続ではなく、複数に分けて宿泊した場合はそれぞれ 1 人とカウント

（例）3 人が 2 泊 3 日で利用（3 人）、5 人が 6 泊 7 日で利用（5 人）した場合は合計 8 人

（例）同一人物が同じ届出住宅を 6 月に 2 泊利用、7 月に 3 泊利用した場合は合計 2 人

「延べ宿泊者数」

・・・各日の全宿泊者数を該当期間で足し合わせた数

（例）3 人が 2 泊 3 日で利用（6 人）、5 人が 6 泊 7 日で利用（30 人）した場合は合計 36 人

「国籍別の宿泊者数内訳」

・・・日本国内に住所を有しない宿泊者の国籍の内訳